

大阪府立北淀高等学校生徒心得

本校生徒として守るべき最小限のルールとして、この心得を定める。

登 下 校

(登校、始業、終業、下校時刻)

- 1 時刻(間)の厳守に努めよう。
 - 2 登校してもよい時刻は、原則として午前8時とする。
 - 3 学習の成果を上げ、一日の心構えを確立するために、遅刻しないよう、始業の10分前登校を心がけよう。
 - 4 始業時刻は、午前8時40分とする。
 - 5 終業時刻は、午後3時25分とする。
 - 6 下校時刻は、午後5時とする。定期考査の時間割発表の日から考査開始1日前までは、午後4時とし、考査期間中は、ホームルーム終了後直ちに下校しなければならない。
- (居残り)
- 7 定刻までに下校できない場合には、必ず事前に担任の先生に連絡して、その指導を受けること。居残り当日には、必ず担任の先生の付添いを必要とする。(生徒手帳)
 - 8 登下校時には、必ず生徒証明書及び生徒手帳を携帯していること。

授 業

(授業時限)

予 鈴	8:30
ショートホームルーム	8:40 ~ 8:50
第 1 限	8:50 ~ 9:40
第 2 限	9:50 ~ 10:40
第 3 限	10:50 ~ 11:40
第 4 限	11:50 ~ 12:40
予 鈴	1:20
第 5 限	1:25 ~ 2:15
第 6 限	2:25 ~ 3:15
終 礼	3:15 ~ 3:25

出 欠

(欠席、欠課、早退、退席、遅刻)

- 1 欠席する場合には、保護者からの電話等によって、担任にその旨連絡すること。
- 2 欠課(早退)する場合には、必ず事前に担任に届け出て、その許可を受けること。授業欠課(早退)については、その授業時限の担当の先生にも連絡すること。
- 3 退席しようとする場合には、必ず授業担当の先生に申し出ること。
- 4 遅刻した場合には、必ず担任に届け出て、その指導を受けること。
- 5 病欠が1週間以上にわたる場合には、医師の診断書を提出すること。

(公 欠)

- 6 公欠扱いを受けようとする場合には、担当の先生および担任に願い出て、その指導と許可を受けること。

(忌引き)

- 7 忌引き扱いを受けようとする場合には、すみやかに担任に届け出ること。
忌引日数は、父母、保護者7日、祖父母、兄弟姉妹3日、曾祖父母、伯叔父母、その他の親族1日以内とする。

学校感染症と出席停止について

学校保健安全法によって出席停止になる主な疾患は下記の通りである。第二種の感染症については、出席停止期間の基準が下記の通り決められているが、病状により医師が感染予防上、支障がないと認めた時は、この限りではない。

これらの疾患に罹ったときは、直ぐに学校に連絡し医師の指示する期間、出席を控えること。また、医師の指示により登校を再開するときは、「学校で予防すべき感染症による欠席者の登校届け」を医師に記入してもらい、学校に提出すること。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	ペスト	
	鳥インフルエンザ ^(*) その他	
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新 型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱 した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の 適正な抗菌性物質製剤による治療が終 了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発 現した後5日を経過し、かつ、全身状 態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過する まで
	結核及び 髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認 められるまで
	第三種	腸管出血性大腸菌感染症
流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎		
その他の感染症		

(*) 病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであってその血清型がH5N1であるものに限る

生徒会活動

1 生徒会活動は、教育課程の一環として、学校生活の運営に、生徒の立場から自発的に参加する自治活動である。その活動は、学校の指導と助言のもとに行われるものとする。

(運営)

2 生徒会活動の計画と運営については、関係の先生および生徒会役員が、随時協議のうえ決定する。

(生徒会役員と校長の委嘱)

3 生徒会役員は、校長の委嘱を受けて就任するものとする。

部活動

1 部活動は、教育課程の一環として、同好の生徒によって組織される部を中心とする生徒活動である。その活動は、学校の指導と助言のもとに行われるものとする。

(目標)

2 生徒は、部活動に積極的に関心を持ち、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 健全な趣味および豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- (2) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (3) 自主性を育てると共に、集団生活において協力していく態度を育てる。

(運営)

3 部活動の計画と運営については、部顧問の先生および部員が、随時協議のうえ決定する。

(下校時刻延長)

4 校門を出なければならぬ下校時刻は、原則として午後5時とする。

5 下校時刻を延長する際には、必ず関係の顧問の付き添いが必要とする。

(都合宿)

6 都合宿を主催し、またはそれに参加しようとする場合には、部顧問に申請して、その指導と許可を受けること。その際、部ごとに合宿計画書ならびに個人ごとに保護者の宿泊承諾書および校医の健康診断書を提出すること。

(入部)

7 クラブ活動に入部する時は、『入部届』に必要事項を記入し、保護者の署名・捺印の上、担任の先生に署名・捺印してもらい、部顧問に提出する。

(同好会・部の設立)

8 同好会を設立するには、5名以上の会員・複数名の顧問・活動内容・活動場所・活動時間を記入した『同好会設立願』を提出し、部顧問会議・職員会議の承認を得ることが必要である。同好会は、クラブ予算はつかず、公式戦には原則として出場できない。

部昇格は、次年度4月以降とし、『部昇格願』を提出し、部顧問会議・職員会議の承認を得ることが必要である。

クラブ活動一覧

No	運動系クラブ	No	文化系クラブ
1	陸上競技部	1	文芸部
2	男子バスケットボール部	2	映画研究部
3	女子バスケットボール部	3	漫画研究部
4	硬式野球部	4	放送部
5	サッカー部	5	フォークソング部
6	バドミントン部	6	写真部
7	柔道部	7	E.S.S.
8	剣道部	8	演劇部
9	硬式テニス部	9	美術部
10	女子バレーボール部	10	茶華道部
11	ラグビー部	11	部落問題研究部
12	卓球部	12	和太鼓部
		13	ボランティア部
		14	生物部
		15	ユネスコ部
		16	文化健康部
		17	卓上文化研究部

所持品

(貴重品の取扱い等)

- 1 学校生活上不必要なものは持参しないこと。
- 2 学校の内外を問わず、金品を募集し、または物品を売買してはならない。

(所持品の持帰り)

3 学用品その他の所持品は、下校時に持ち帰ること。

(紛失、拾得)

4 所持品を紛失または拾得した場合には、すみやかに生徒指導部の先生に届け出て、その指導を受けること。生徒手帳を紛失した場合には、生徒指導部の先生に再交付を願うこと。

公共物

(公共物の愛護)

1 校舎、校具その他の公共物は大切に取り扱い、紛失または破損した場合には、すみやかに担任の先生に届け出て、その指導を受けること。

(公共施設の美化)

- 2 公共施設を大切にし、その美化に心がけること。
- 3 公共の施設・備品・器物を故意に破損した場合、保護者はその実費を弁償すること。

掲 示、刊 行 物

- (掲示等)
- 1 学校の内外を問わず、掲示、張紙、陳列または配布等しようとする場合には、必ず事前に生徒指導部の先生に届け出て、その指導を受けること。
(刊行物の印刷等)
 - 2 新聞、雑誌その他の刊行物を印刷、発行および配布等しようとする場合には、最終原稿を担当の先生に提出して、その指導を受けること。

ア ル バ イ ト

経済的理由などで、アルバイトの必要がある場合には、学業に支障が出ないようにすること。

自 転 車 ・ 単 車 等

- (自転車通学)
- 1 自転車通学をする場合は、交通法規を遵守し安全運転につとめること。
- (単車自動車等)
- 2 自転車保険については大阪府自転車条例で義務化されているため、必ず加入すること。
 - 3 単車・自動車等の免許証の取得は原則として、禁止する。
 - 4 本校は「三ない運動」を実施しており、下記の項目を守ること。
 - (1) (免許証を) 取らない。
 - (2) 買わない。
 - (3) 乗らない。

身 上 の 異 動

- (身上の異動)
- 本人、保護者または保証人の住所その他の身上に異動があった場合には、すみやかに担当の先生に届け出ること。

証 明 書 一 覧

証 明 書	手 続
生徒証明書再交付願	事務室
生徒旅客運賃割引証	
異 装 許 可 願	生徒指導部の先生
部 入 退 部 申 請 書	担任および部顧問

禁 止 事 項

- 次の行為は禁止する。
- 1 飲酒・喫煙
 - 2 先生に対する暴言・暴力
 - 3 生徒間の暴力・いじめ
 - 4 考査の不正行為等
 - 5 恐喝・窃盗・万引き
 - 6 単車による道路交通法違反・登下校等
 - 7 備品・校具・建物等の故意による損壊
 - 8 薬物の使用
 - 9 授業妨害
 - 10 その他、本校生徒の本分に反する行為
(SNS への不適切な書き込み、不適切画像のアップロード等)

附 則

この心得は、平成元年4月1日から施行する。

大阪府立北淀高等学校生徒服装規定

1 服装の基本

本校生徒の服装については、高等学校生徒として品位を失わないよう端正、質素を旨とする。

2 制服

登下校時には、必ず制服を着用すること。

制服の着用期間は、原則として冬服は10月1日から5月31日まで、夏服は6月1日から9月30日までとする。

1 [男子]

(1) 冬服

(イ) 上着、ズボン (服装図参照)

(ロ) カッター (服装図参照)

白無地のボタンダウンシャツ

前立てに刺しゅう入り、ストライプのネクタイ付き

(ハ) ベスト・セーター・カーディガン

学校指定刺しゅう入りのものに限る

(2) 夏服

(イ) ポロシャツ型半袖 (服装図参照)

白無地で襟付き、胸ポケットに刺しゅう入り

(ロ) ズボン (服装図参照)

冬服と同じデザインのもの

2 [女子]

(1) 冬服

(イ) 上着、スカート (服装図参照)

(ロ) シャツ (服装図参照)

白無地のボタンダウンシャツ

前立てに刺しゅう入り、リボン付き

(ハ) ベスト・セーター・カーディガン

学校指定刺しゅう入りのものに限る

(2) 夏服

(イ) ポロシャツ型半袖 (服装図参照)

白無地で襟付き、胸ポケットに刺しゅう入り

(ロ) スカート

冬服と同じデザインのもの

(3) スラックスの着用

特に着用を希望する生徒は、スカートの代わりとして学校指定のスラックスを着用しても良い。

3 くつ

(1) 通学くつ

登下校時にはくつを使用すること。サンダルおよびスリッパ等の使用は認めない。

(2) 上ばき

校舎内では、所定の上ばきを使用すること。コンクリート舗装以外の場所では、上ばきの使用は認めない。

4 頭髪

頭髪は、男女とも高等学校生徒としての品位を失わないよう心がけること。

染色、脱色やエクステは認めない。

5 防寒具等

必要がある場合には、華美に流れないものを慎重に選んで登下校時のみ着用する。

6 服装用品の記名

服装用品には必ず記名を励行し、盗難および紛失に注意すること。

7 異装の禁止

この規定による服装以外の服装を禁止する。ただし、その必要がある場合には、担当の先生に申請して、その指導と許可を受けること。

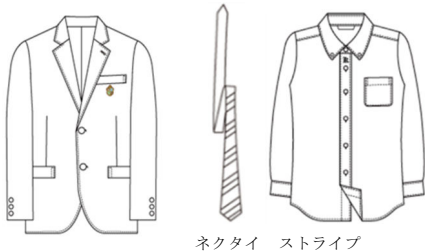
制服の異装については一旦帰宅し、制服着用後再登校させる場合もある。

服 装 図

男子制服 [冬服]

ブレザー シングル前2ツ釦
箱ポケット エンブレム

ボタンダウン長袖
刺しゅう入り



ネクタイ ストライプ

[夏服]

帯付きワンタックパンツ
裾シングル

ポロシャツ型半袖
刺しゅう入り



女子制服〔冬服〕

ブレザー シングル前2ツ釦 ボタンダウン長袖
箱ポケット エンブレム 刺しゅう入り

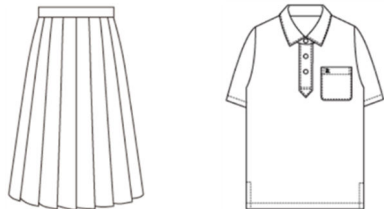
リボン



〔夏服〕

18 本車ひだスカート

ポロシャツ型半袖
刺しゅう入り



大阪府立北淀高等学校生徒考査規定

考査が適正に行われるように一人ひとりが自覚を持って受験すること。不正行為は最も恥ずべき行為であるから、絶対にはならない。

- 遅刻の防止
考査開始時刻は、午前9時とする。
個人の遅刻については、時間延長をしないが必ず受験すること。
- 着席
机間をできるだけ十分にあげ、出席番号順に決められた座席に着席すること。
- 所持品
筆記用具以外の所持品は、すべてカバンの中に入れて座席の横に置く。特にプリント、ノート、教科書等を机の中に置かないこと。また、携帯電話については、必ず電源を切り、カバンの中に入れておくこと。
- 筆記用具
机の上には鉛筆、消しゴム、定規、コンパス以外を出してはならない。物品の貸借は、禁止する。また下敷の使用を必要とする場合は、監督の先生の許可を受けること。
- 質問
質問をする場合には、だまって挙手をして、監督の先生に知らせること。
- 欠席
考査を欠席する場合の手続については、生徒心得「出欠」1および5の規定による。無届で欠席した場合には、その科目が零点になる。
- 不正行為が行われた場合
不正行為が行われた場合は原則として零点とし、厳しい処分を行う。

大阪府立北淀高等学校食堂利用規定

- 食堂利用時間
昼休み時間（午後12時40分～午後1時20分）
各休み時間
※授業に遅刻しないよう注意すること。
- 食堂利用の心得
○食事の受け取りは、常に静かに順序よく行う。
○食事は食堂内でとる。（食器を持ち出さない）
但し、持ち帰り専用のものに限り持ち出しを許可する。
○食べ終わった食器は自分で食器返却口へ返す。
○席は互いにゆずり合う。